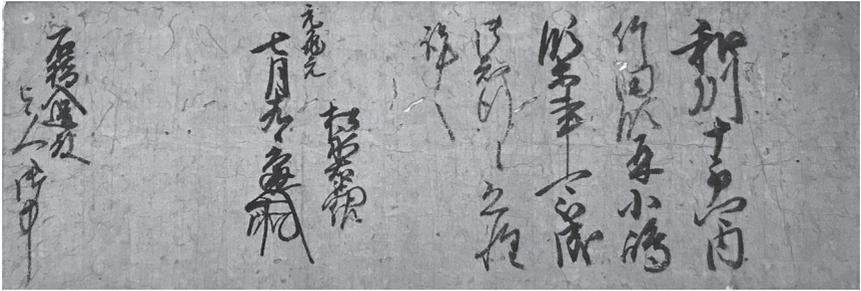


元亀元年七月十九日松永久通書状

河内 将 芳



本史料は、奈良大学文学部史学科が古書肆より購入し、所蔵する古文書である。紙質は楮紙。紙数は一通。法量は一四・〇糶×四〇・四糶である。

原状は切紙だが、年号が付年号であることから、もとは折紙であったと考えられる。ただし、裏打ちもされていないウブな文書であり、折りたんでいくと虫喰跡が重なることから、切紙であった可能性も高いのかもしれない。年紀は、元亀元年（一五七〇）七月十九日、戦国時代の古文書である。積文を示すところのようになるう。

〔釈文〕

和州十市郷之内、「竹田領并小嶋」領等事、可被成

御知行候、恐惶」謹言、

元亀元 松永右衛門佐

七月九日 久通（花押）

石橋入道殿

まいる 人々御中

差出にみえる松永久通は、松永久秀の子として知られる人物である。『歴名土代』<sup>1)</sup>によれば、永禄六年（一五六三）十二月一日に「従五位下」に叙され、「右衛門佐」に任官したことが知られる。本史料に「松永右衛門佐」とみえるのは、そのためである。

また、『厳助往年記』<sup>2)</sup>永禄六年十二月二十一日条には、「松永彦六、去十四日家督請取」とみえ、同年に父久秀より「家督」を譲られている。そして、十二月二十一日に「出京」し、「公方」足利義輝へ「御札申」したこともわかる。

ところが、その二年後の永禄八年（一五六五）五月十九

日「辰刻、三好人数・松永右衛門佐等、以一万計、俄武家御所へ乱入取巻之」、「大樹」足利義輝を「御生害」に追い込む（『言継卿記』同日条）。

それから三年後の永禄十一年（一五六八）十月、「松少（松永久秀）昨日上意并織尾へ礼在之、和州一国ハ久秀可為進退云々」と『多聞院日記』<sup>4)</sup>十月五日条にみえるように、義輝の弟である「上意」（足利義昭）と「織尾」（織田信長）により、父久秀は、「和州一国」の「進退」をみとめられることになる。

畿内近国の政情はめまぐるしく動いており、そのようななか、久秀・久通父子は大和支配に腐心するが、本文書は、久通が大和支配にかかわっていたことを具体的に示す史料となる。

久秀・久通父子の主君であった三好長慶をはじめとする三好氏関連の文書群を網羅した天野忠幸編『戦国遺文 三好氏編』第一・二・三卷（東京堂出版、二〇一三～一五年）にも本文書はおさめられていない。したがって、新出の史料となる。

また、『戦国遺文 三好氏編』第一・二・三卷におさめられた久通文書のうち、年紀が記されているものは、一一

五一号の永禄八年四月二十九日松永久通書下（『淨福寺文書』）、一一六五号の永禄八年六月日松永久通禁制（『成就院文書』）、一四二六号の永禄十一年九月日松永久通禁制（『離宮八幡宮文書』）の三通にかざられており、そのことをふまえても、本文書の存在は貴重なものといえよう。

『多聞院日記』元亀元年六月六日条によれば、この時期、久秀・久通父子は、「南へ陣立」、「十市城ノ内」菅原調略筈之処不成」とみえ、十市城攻略をおこなっていたことが知られる。

また、『二条宴乗記』<sup>⑤</sup>元亀元年七月十八日条には、「（松久久考）松久久通城州・金吾は知行クハリ」とみえるが、この「知行クハリ」とは、天野忠幸氏によれば、「一国規模の知行割と給人の入れ替えを実施」<sup>⑥</sup>したことを意味するという。

したがって、本文書もまた、「知行クハリ」とかわる可能性が考えられる。実際、その内容も、「石橋入道」に対して「十市郷」内の「竹田領」「小嶋領」等の「知行」を久通がみとめるものとなっている。

もつとも、宛所の「石橋入道」がいかなる人物であったのかについては、今のところ未詳といわざるをえない。書き止めが「恐惶謹言」であることや、「御知行」というこ

とばづかいなどから、松永氏とは主従関係になかった人物と考えられる。

また、「竹田領」「小嶋領」の意味するところも未詳だが、もし「竹田」「小嶋」が人名であったとするなら、「小嶋」は、「二乗院方御坊人」「子嶋」<sup>⑦</sup>氏に系譜をひく存在であったのかも知れない。同じように、「竹田」も「十市氏の配下」「竹田」氏であった可能性も考えられよう。

両者ともに、久秀・久通父子に敵対する存在だったのかもしれない。もしそうであるなら、闕所地を宛行うかたちの文書であったとも考えられる。

これから五年後の『多聞院日記』天正三年（一五七五）三月二十五日条によれば、「去廿三日<sup>二</sup>塙九郎左衛門尉当国ノ守護<sup>三</sup>被相定」とみえ、信長家臣の塙九郎左衛門尉（原田直政）が大和守護にさだめられたことがわかる。

また、同記の五月三日条には、「十市郷三分一塙九郎左衛門尉、三分一松永、三分一内<sup>半</sup>常州<sup>半</sup>朱印去月廿七日<sup>二</sup>定了」とみえ、十市郷は信長「朱印」状によって三分割され、その三分の一を松永氏が知行したことも知られる。

松永氏と同じように三分の一を知行を得た十市氏では、それを「常州」と「後室」で半分づつにしていたことも読

みとれるが、このうち「後室」とは、十市遠勝の後室を意味する。

そして、その娘「御ナハ」は、『多聞院日記』同年七月二十五日条に「十後ノ御ナハト金吾ト祝言」とみえるように、この年、久通の妻となる。本文書にみえる十市郷と久通の関係は、元亀元年以降、さらに深くなっていたことが知られよう。

て学生諸君と読解した成果を含んでいる。学生諸君に謝意を表したい。

## 注

- (1) 湯川敏治編『歴名土代』（続群書類従完成会、一九九六年）。
- (2) 『改定史籍集覧』第二五冊。
- (3) 続群書類従完成会刊本。
- (4) 増補続史料大成。
- (5) 木村三四吾編『業余叢稿』一九七六年。
- (6) 天野忠幸『松永久秀と下剋上―室町の身分秩序を覆す―』（平凡社、二〇一八年）。
- (7) 奈良県史編集委員会編集『奈良県史 11 大和武士』（名著出版、一九九三年）。
- (8) 注(7)参照。

## 〔付記〕

本史料紹介については、二〇二二年度史料講読Ⅳ（五）におい